

18生福第4336号
平成18年12月7日

各指定介護保険事業所開設者の代表者様

福島県生活福祉領域介護保険グループ参事
(公印省略)

介護サービスの対価に係る医療費控除について(通知)

日ごろ、介護保険制度の円滑な運営に御協力いただき、ありがとうございます。

平成18年4月の介護保険制度改正により新たなサービス類型が創設されたことに伴う標記取扱いについて、厚生労働省より別紙写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴法人において本県の指定を受けている介護保険事業所に対し、本通知の内容を周知していただくようお願いします。

なお、本通知は福島県介護保険グループのホームページ(<http://www.pref.fukushima.jp/kaigo/>)にも掲載しております。

送付文書一覧

- 別紙1 「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」の一部改正について
- 別紙2 介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて
- 別紙3 介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて